

いわき市立小川中学校部活動運営方針

平成31年4月1日より実施

(令和4年4月1日一部改訂)

1 部活動の位置づけと意義

(1) 部活動の位置づけ

部活動は、中学校学習指導要領第1章総則、第5「学校運営上の留意事項」の1「教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携」のウに基づいて実施される、教育課程外で行われる学校の教育活動である。

＜第5 学校運営上の留意事項 1のウ＞

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるよう留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

学校の教育活動の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

2 設置部活動と入部手続き等

(1) 設置する部活動

ハンドボール（男）、ソフトテニス（女）、バスケットボール（男女）、
バドミントン（男）、吹奏楽（男女）、美術（男女）

(2) 入部手続き

- ・全学年、任意の入部とする。
- ・毎年4月に、保護者の承諾のもと入部届を提出する。
- ・新1年生については、4月に体験期間を設け、その後に入部届を提出する。
- ・入部届をもとに部活動編制会を開催し、活動方針の確認や名簿の整備等を行う。

(3) 転部・休部・退部（以後、転部等）について

- ・諸事情により、転部等を希望する場合は、学級担任及び部活動顧問に申し出る。
- ・学級担任及び部活動顧問と十分相談し、保護者の承諾の上、転部等を行う。
- ・転部等を行う場合は、所定の届に必要な事項を記入し、学級担任へ提出する。

3 活動方針

(1) 活動の基本方針

①指導方針

- ・学校教育の一環であることを踏まえ、部活動の意義を十分理解した上で指導にあたる。
- ・体罰のほか、人格等を否定するような不適切な言動、セクハラ、パワハラによる指導、個人情報漏洩等、生徒や保護者、地域からの信頼を失墜させることのないようにする。また、生徒や保護者との私的なメール等のやり取りはしない。
- ・生徒個々の状況（目的や体力等）に応じた目標を設定して練習等に取り組みさせるなど、自己実現や自己肯定感につながる指導を心がける。
- ・生徒個々の発達段階を考慮した指導、科学的なトレーニングの導入など、指導技術の向上に努める。

②指導体制

- ・原則、各部とも複数の顧問を配置できるよう考慮する。（兼務する場合もある）
- ・年度当初に部活動顧問会を開催し、活動方針等の確認と徹底を図る。また、必要に応じて開催し、課題等の確認や共通理解を図る。

③生徒の健康管理と事故防止

- ・顧問等は、個々の生徒の健康や体力等の状況を把握し、練習中に声をかけるなど活動中の様子を観察して疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・既往症等を抱えている生徒については、事前に禁止事項や注意事項等を本人・保護者と確認の上、活動に参加させ、活動の様子を注意深く観察する。
- ・顧問等は、生徒の発達段階や体力の状況、技能の習得状況等を把握し、負担過重とならない練習内容とし、計画的に体力の向上や技能の習得を図る。
- ・顧問等は、施設や設備、用具等の安全確認を定期的に行い、事故の未然防止に努める。
- ・顧問等は、事故等が起きた際の対処法や連絡体制等を明確にしておくとともに、適宜、確認する。
- ・顧問等は、救急救命法やAEDの使用方法を身につけ、緊急時に適切に対応できるようにする。
- ・首から上のケガ等については、すぐに活動を中止し、保護者に連絡の上、医療機関を受診する。その他のケガ等については、応急的な処置をするとともに、保護者に連絡の上、医療機関の受診を勧める。
- ・熱中症が危惧される場合には、「小川中学校の教育活動における熱中症対策」をもとに対応する。
- ・インフルエンザ等の感染症が拡大し、罹患が危惧される場合は、校内罹患の状況（罹患者が20%に達した場合）を見て、活動を自粛する。

④活動組織と運営

- ・年度当初に部活動編制会を持ち、1年間の活動方針や目標、計画を確認するとともに、部長等の役割を決定する。
- ・個々の目標や部内の目標を明確にし、自主的・自発的な活動ができるように支援する。
- ・組織内の役割分担を明確にし、協力的・協働的な活動となるように支援する。

(2) 活動計画の作成

①年間活動計画

- ・各部の顧問は、市教育委員会指定の様式（様式第1号）に従って、年度当初に年間活動計画を作成し、校長へ提出する。

②月間活動計画

- ・各部の顧問は、市教育委員会指定の様式（様式第2号）に従って、月間活動計画を作成し、校長へ提出する。
- ・月間活動計画は、当月の計画について、前月末までに作成し、提出する。

③週休日等の部活動許可願

- ・各部の顧問は、週休日前の木曜日までに所定の用紙を記入し、許可を受けるとともに、実施の有無について報告する。

(3) 活動時間・休養日等

①休養日

ア 毎週水曜日（祝日を除く）

- ・「ノー部活デー」と位置づけ、全校一斉の休養日とする。
- ・水曜日が祝日の場合、部活動を実施してもよい。その際は、翌日の木曜日を休養日とする。
- ・水曜日前後を加えて連休となった場合は、連休時の休養日の設定に準ずる。
- ・週休日（土・日）に活動しない場合でも、水曜日は全校一斉の休養日とする。

イ 週休日（土・日）のどちらか1日

- ・日曜日に大会やコンクール等（以後、大会等）がある場合は、準備・片付けを含めて4時間を上限に、土曜日に活動してもよい。
- ・土日両日に活動できるのは、大会等に限定。2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。
- ・大会等で2日間にわたって活動した場合は、その分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。

ウ 連休時の休養日

- ・3連休以上の場合で、続けて活動できるのは、大会等及び練習・練習試合を含め、原則2日間までとする。
- ・4連休以上の場合、原則、連休数の半数は休養日とする。

エ 全市一斉の休養日

- ・夏季休業中の学校閉庁日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休養日とする。

②活動時間

ア 平日

- ・年間を通じ、16:00～18:00（18:15完全下校）

イ 週休日及び祝日

- ・週休日や祝日（以後、週休日等）の活動は、準備と片付けを含めて4時間を上限とする。

(4) 長期休業中の活動について

①活動日

- ・活動は、原則、平日のみとする。
(ただし大会が近いなど、週休日等に活動を行いたい場合は、校長に相談し、許可を得れば市の規定に基づき活動することができるものとする。)

②活動時間

- ・活動は、準備と片付けを含めて4時間を上限とする。

(5) 特設陸上・駅伝部の活動について

①活動日及び期間

- ・活動日は、原則、ノ一部活デーと週休日のどちらか1日を除く日とし、期間は、校長が必要と認めた期間とする。
- ・放課後の練習については、大会前で校長が必要と認めた期間とする。
- ・長期休業中については、週休日を除く平日とし、校長が必要と認めた期間とする。

②活動時間

- ・課業日の平日は、7時15分から7時45分までの30分間とする。
- ・大会前の放課後の練習については、清掃・学活免除で1時間程度とする。
- ・長期休業中の練習については、7時30分から1時間程度とする。